

※別表 2

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症 第4項症
聴覚障害	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症 第4項症
平衡機能障害	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症 第4項症
音声機能障害	特別項症 第1項症 第2項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症
下肢不自由	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症 第4項症 第5項症 第6項症 第1款症 第2款症 第3款症
体幹不自由	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症 第4項症 第5項症 第6項症 第1款症 第2款症 第3款症
心臓機能障害	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症
腎臓機能障害	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症
呼吸器機能障害	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症
小腸の機能障害	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症
肝臓機能障害	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症